

寒川町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 16 号

### 寒川町手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 寒川町手数料条例(平成 12 年寒川町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 4 号を第 4 号の 2 とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 11 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなったときの再交付、町又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等又は誤交付に係る再交付、個人番号又は住民票コードの変更による返納後の再交付及び国外転出による返納後の再交付を除く。)

1 枚につき 500 円

第 2 条 寒川町手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「通知カードの再交付」の次に「又は同省令第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付」を加え、「1 枚につき 500 円」を削り、同号に次のように加える。

ア 通知カードの再交付 1 枚につき 500 円

イ 個人番号カードの再交付 1 枚につき 800 円

第 2 条第 1 項第 4 号の 2 を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。